



# 埼玉県報

第 2717 号  
平成 27 年(2015 年)  
7 月 28 日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（東部地域振興センター）
- 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- ガスクロマトグラフ・トリプル四重極型質量分析計の賃貸借に関する入札公告（衛生研究所）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 埼玉県証紙売りさばき人の指定（出納総務課）
- 計量器の定期検査（計量検定所）
- 計量器の定期検査（計量検定所）
- 県道秩父多摩甲斐国立公園三峰線の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 指定講習機関の代表者変更届出に伴う公安委員会告示（運転免許課）

## 告 示

### 埼玉県告示第八百八十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年七月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アデリー

三 代表者の氏名

勝野 由美

四 主たる事務所の所在地

埼玉県三郷市早稲田二丁目六番九

五 定款に記載された目的

この法人は、地域における乳幼児及び学童児ならびに保護者に対し、温かいケアに努め、子ども達一人ひとりに目が行き届いた保育を行うとともに、保護者などとお互いに協力し合い健全な心身の発達を図る、そして社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第八百八十七号

入間市から入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十七年七月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第八百八十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年七月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

ガスクロマトグラフ・トリプル四重極型質量分析計の賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成28年1月1日（金）から平成32年12月31日（木）まで。ただし、平成28年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県衛生研究所長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒355-0133 埼玉県比企郡吉見町大字江和井410番1 埼玉県衛生研究所  
水・食品担当 今井 電話0493-59-9416（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年9月25日（金）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (7) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年9月24日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (1) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年9月25日（金）午前10時30分まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県衛生研究所 平成27年9月25日（金）午前10時40分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則

第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成27年9月4日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成27年8月5日(水)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease for a Triple Quadrupole Gas Chromatograph Mass Spectrometer

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic tender system: 10:30 am, September 25, 2015

By mail: 5:00 pm, September 24, 2015

In person: 10:30 am, September 25, 2015

(3) Contact Information:

Water and Food Inspection Group, Institute of Public Health, Saitama  
Prefecture

Ewai 410-1, Yoshimimachi, Hiki-gun, Saitama 355-0133, Japan

Phone: 0493-59-9416



## 告示

### 埼玉県告示第八百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年七月二十八日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヒノデビル

埼玉県川越市大字砂九百四十四番地一外

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後九時四十五分

（変更後）午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午後十時

（変更後）駐車場一 午前八時三十分から午後十時十五分

駐車場二 午前八時三十分から午後十時

##### ハ 変更年月日

平成二十七年八月一日

##### ニ 届出年月日

平成二十七年七月十七日

#### 二 縦覧期間

平成二十七年七月二十八日から平成二十七年十一月二十八日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

##### イ 意見書提出期間

平成二十七年七月二十八日から平成二十七年十一月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第八百九十号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年七月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県春日部市大沼二丁目六十二番地二十

一般社団法人経営労務建設業共済会

二 指定年月日

平成二十七年七月二十二日

# 告 示

## 埼玉県計量検定所長告示第三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十七年七月二十八日

埼玉県計量検定所長 針 山 崇

### 一 検査対象となる特定計量器

質量計（ひょう量が二百五十キログラム以下の電気式以外のはかり）

### 二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区 域	期 日	時 間	場 所
蓮 田 市	平成二十七年九月一日 及び同月二日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	蓮田市役所駐車場
白 岡 市	平成二十七年九月三日 及び同月四日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	白岡市役所
羽 生 市	平成二十七年九月八日 から同月十日まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	羽生市民プラザ
行 田 市	平成二十七年九月十五 日から同月十八日まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	行田市役所
北 本 市	平成二十七年九月二十 四日及び同月二十五日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	北本市役所
幸 手 市	平成二十七年九月二十 九日及び同月三十日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	幸手市役所来庁者 駐車場

桶川市						久喜市		伊奈町		宮代町									
七日	平成二十七年十月二十	六日	平成二十七年十月二十	二日	平成二十七年十月二十	一日	平成二十七年十月二十	日	平成二十七年十月十九	日	平成二十七年十月十六	日	平成二十七年十月十五	日	平成二十七年十月十四	日	平成二十七年十月十三		
から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時	から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時	から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時	から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時	から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時	から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時	から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時	から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時	から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時		
	桶川サンアリーナ		桶川市老人福祉センター		農村センター		花みずき会館		清久コミュニティセンター		あやめ公園		栗橋文化会館		鷺宮公民館		伊奈町役場駐車場		宮代町役場

杉戸町 加須市 桶川市 久喜市 伊奈町 宮代町 幸手市 北本市	杉戸町	加須市				
平成二十七年十二月十日	平成二十七年十一月十七日	平成二十七年十一月十六日	平成二十七年十一月十一日	平成二十七年十一月十日	平成二十七年十一月九日	平成二十七年十一月六日から同日まで
午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで
久喜市農村センター	深輪産業団地地区センター	杉戸町役場	加須市大利根総合支所駐車場	加須市北川辺総合支所駐車場	加須市騎西総合支所駐車場	加須市民体育館駐車場

# 告 示

## 埼玉県計量検定所長告示第四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定期検査機関一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

平成二十七年七月二十八日

埼玉県計量検定所長 針 山 崇

### 一 検査対象となる特定計量器

質量計（電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える電気式以外のはかり）

### 二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期 日	場 所
蓮田市	平成二十七年九月一日から十一月三十日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を含む。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
白岡市	平成二十七年九月三日から十二月二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
羽生市	平成二十七年九月八日から十二月七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
行田市	平成二十七年九月十五日から十二月十四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
北本市	平成二十七年九月二十四日から十二月二十二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

吉川市	平成二十七年九月二十四日から十一月十三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
幸手市	平成二十七年九月二十九日から十二月二十八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
宮代町	平成二十七年十月十三日から平成二十八年一月十二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
伊奈町	平成二十七年十月十四日から平成二十八年一月十三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
久喜市	平成二十七年十月十五日から平成二十八年一月十四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
桶川市	平成二十七年十月二十六日から平成二十八年一月二十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
加須市	平成二十七年十一月四日から平成二十八年二月三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
杉戸町	平成二十七年十一月十六日から平成二十八年二月十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同



## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

路 線 名	秩父多摩甲斐国立公園三峰線
供用開始の区間	秩父市大滝字大久保芋平三八五四番 一地从り同市大滝字大久保芋平三八五四番一地从りまで
供用開始の期日	平成二十七年七月三十日午後五時
備 考	平成二十五年一月二十五日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示三号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長七四・八〇メートル

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により認定したので、対象区域等を次のとおり公告する。

平成二十七年七月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

認定番号	認定年月日	対象区域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
第四号	平成二十七年七月十六日	埼玉県志木市館一丁目一 ―他二筆、志木市館二丁目―他四十筆	埼玉県川越建築安全センター

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年七月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第一〇二号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十七年七月二十八日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県坂戸市関間四丁目百十一から埼玉県坂戸市関間四丁目百十一―三十三まで</p> <p>埼玉県坂戸市関間四丁目百九―十八から埼玉県坂戸市関間四丁目百十一―十六まで</p> <p>埼玉県坂戸市関間四丁目百十一―一から埼玉県坂戸市関間四丁目百十一―二十一まで</p> <p>埼玉県坂戸市関間四丁目百十一―四から埼玉県坂戸市関間四丁目百十一―一まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>四十四・九五</p> <p>三十七・六五</p> <p>四十四・三四</p> <p>二十七・七八</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>六・〇〇</p> <p>六・〇〇</p> <p>六・〇〇</p> <p>四・二〇</p>

## 告 示

埼玉県公安委員会告示第152号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により指定した指定講習機関から、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成27年7月28日

埼玉県公安委員会委員長 阿 部 理 一 郎

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
レインボーモータースクール	代表者の氏名	永田 春記	佐竹 正規